

第
4566
号

(2-2)

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2012年)平成24年 9月10日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 平成24年3月31日までに取得した減価償却資産

Q：当社は9月決算の会社ですが、3月までに取得した減価償却資産については、償却方法の特例があるとか。どのようになっているのですか？

A：200%定率法により減価償却することが認められます。

【解説】

平成23年度の税制改正で、平成24年4月1日以後に取得した減価償却資産の定率法の償却率が、定額法の償却率の200%相当になる率に改正されました。

したがって、平成24年3月までに取得した減価償却資産については、原則的に今までと同じ償却方法になるのですが、平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得した減価償却資産については、次のような経過措置によって、200%定率法により償却限度額を計算することができることとなっています。

【経過措置】

法人が、平成24年4月1日の属する事業年度（改正事業年度）において定率法を選定している場合には、改正事業年度又は平成24年4月1日以後最初に開始する事業年度のうち、法人が選択した事業年度以後の事業年度において、その減価償却資産を平成24年4月1日以後に取得した減価償却資産とみなして、200%定率法により償却限度額の計算をすることができることとする。

